

平成 27 年度特定健診・特定保健指導にかかる契約について

【集合契約（A）に関する契約について】

1. 契約対象団体〈本年度と同様〉

平成 26 年 12 月現在

団体名	26 年度実施機関数	参考：25 年度実施機関数
(公益社団法人) 日本人間ドック学会	1,615	1,604
(一般社団法人) 日本病院会		
(一般社団法人) 日本総合健診医学会	295	289
(公益社団法人) 全日本病院協会	876	895
(公益財団法人) 予防医学事業中央会	34	35
(公益財団法人) 結核予防会	44	44
(公益社団法人) 全国労働衛生団体連合会	253	258

* 複数団体への重複加盟機関を除くと 2,252 機関（25 年度は 2,251 機関）

* 平成 26 年度集合契約 B タイプ総数 46,952 機関（25 年度は 47,089 機関）

2. 契約内容〈本年度と同様〉

項目	Aタイプ	参考：Bタイプ	
単価	<u>全国統一単価</u>	契約によって単価が異なる	
実施時期	基本的に通年実施	基本的に通年実施 (契約によっては実施時期に制限有)	
特定健診	検査項目	<u>特定健診項目（HbA1c を必須項目としている）</u>	特定健診項目
	質問票	<u>全 22 項目実施</u> (実施機関にて質問票を用意)	服薬歴・喫煙習慣については必須 (実施機関にて質問票を用意)
	詳細健診項目	「貧血」「心電図」「眼底」検査を医師の判断により実施	「貧血」「心電図」「眼底」検査を医師の判断により実施 (実施機関によって実施可能な項目が異なる)
	追加健診項目	無	無
	受診者への結果通知	実施機関より受診者全員へ行う	実施機関より受診者全員へ行う
	情報提供	実施機関より受診者全員へ行う	実施機関より受診者全員へ行う
特定保健指導	動機づけ支援	基本的に「標準的な健診・保健指導プログラム」に準ずる	基本的に「標準的な健診・保健指導プログラム」に準ずる
	積極的支援	基本的に「標準的な健診・保健指導プログラム」に準ずる <u>(初回面接以外に、必ず1回対面面接を実施する)</u>	基本的に「標準的な健診・保健指導プログラム」に準ずる

3. 契約料金〈26年度と同額〉

(単位:円)

項 目		27年度料金 (税込)	本体価格	参考: 26年度集合契約 B平均単価
特定健診(基本項目)		7,020	6,500	8,178
特定健診 (詳細項目)	貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数)	238	220	—
	心電図(12誘導)	1,404	1,300	—
	眼底検査(両眼、フィルム代含む)	1,210	1,120	—
特定保健指導	動機付け支援	7,560	7,000	9,790
	積極的支援	23,760	22,000	26,785

4. 契約交渉のスケジュール

- ◇ 12月：全組合への次年度予算関連通知により、契約予定額を連絡
- ◇ 1月：集合契約委任状の更新等
- ◇ 3月：契約締結